

若狭町過疎地域持続的発展計画について

■過疎地域とは

- 過疎地域とは、人口が減り、高齢化が進むことで、暮らしを支えるサービスや地域の活力を保つことが難しくなっている地域のことです。
- こうした状況に対応するため、国では「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」を定め、過疎地域を対象にした支援を行っています。
- 同法では、人口減少の抑制や地域経済の活性化、生活基盤の確保を通じて、過疎地域が自立的に持続・発展していくことを目的としており、当町はこれに基づき「過疎地域持続的発展計画」を策定し、各種財政支援や特例措置を活用した取り組みを進めています。

■若狭町三方地域の持続的発展計画について

- 若狭町三方地域は過疎法に基づく定める「人口要件」と「財政力要件」を満たしたことから、令和4年4月1日に過疎地域となりました。
- 過疎法は令和3～12年度（10年間）の時限立法であり、当町は前期計画を4年（令和4～7年度）の期間で策定し、本期は5年（令和8～12年度）の計画期間として策定します。

項目	内容
対象地域	若狭町三方地域（旧三方町域）
対象期間	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日

■過疎地域への主な支援措置について

計画に基づく事業を実施する場合には、以下のように国の支援措置が受けられます。

○過疎地域持続的発展のための地方債（過疎対策事業債）

ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債の発行が可能

充当率100%、元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入

○国の負担、補助の割合の特例

教育施設、児童福祉施設等に関する国庫補助率のかさ上げ

○各種税に係る支援措置

事業者が設備を新增設等した場合、所得税及び法人税に係る減価償却の特別措置

事業者が設備を新增設等した場合、対象税目に係る課税免除等の減収分を補填措置（地方税減収分の75%を普通交付税で補填）